

1. 認定実技審査実施要領及び柔道整復師卒後臨床研修実施要領の改正 (p.1)

施行日：平成25年6月14日

要 領	旧	新
認定実技審査実施 要領総則3. 認定実技審査員	4) 柔道整復師法第8条第1項の規定により処分を受けた者は、その資格を取り消す。又は、認定実技審査員資格取得講習会の受講を認めない。	4) 柔道整復師法第8条第1項の規定により処分を受けた者については、公益財団法人柔道整復研修試験財団は、①認定実技審査員資格取得講習会の受講を認めない、又は、②既に認定実技審査員資格取得講習会を受講した場合は認定実技審査員の資格を付与しない（認定実技審査員として認定しない）、あるいは、③既に認定実技審査員の資格を取得した場合（認定実技審査員として認定された場合）は当該資格を取り消すことができる。

2. 柔道実技審査における審査員数の基準となる受審者数の変更 (p.8)

施行日：平成25年6月14日

要 領	旧	新
認定実技審査実施 要領柔道実技審査3. 審査員数	原則として受審者100名を基準とし、受審者100名までは審査員1組(2名)で審査を行う。受審者が101名以上の場合は、1組(2名)を増員する。	原則として受審者 <u>90</u> 名を基準とし、受審者 <u>90</u> 名までは審査員1組(2名)で審査を行う。受審者が <u>91</u> 名以上の場合は、1組(2名)を増員する。